

京都府議会基本条例の検証に係る 検討結果報告の骨子

－政策調整会議報告－（平成31年3月）

1 検討の経過

(1) 議長からの議会改革の取組に関する諮問

平成29年7月3日、議長から議会運営委員会に対し、府民の期待や時代の要請に応じた議会改革の課題として、「府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討」の諮問が行われた。

(2) 議会運営委員会議会改革検討小委員会における検討

議長からの諮問を受け、議会運営委員会に議会改革検討小委員会が設置され、平成29年度に計10回の小委員会の討議により、平成30年3月9日に議長あて次のとおり答申が行われた。

【答申】（抜粋）

◆ 議会基本条例の検証について

政策調整会議において、定期的（1期4年や2期8年ごと）に検証を行うこととし、初回検証を、平成30年度（条例制定から2期8年のタイミング）に実施してはどうか。

(3) 「議会基本条例の検証」に係る検討

平成30年3月9日の上記答申を踏まえた理事調整会議からの検討要請を受け、計10回の政策調整会議を開催し、「議会基本条例の検証」に係る検討を行い、検討結果を取りまとめた。

◆ 政策調整会議の概要

- 1) 座長 渡辺 邦子（自民）
同委員 自民) 四方 源太郎、共産) 成宮 真理子
府民) 岡本 和徳、公明) 諸岡 美津
- 2) 開催状況 計10回（平成30年6月28日～平成31年2月22日）

2 検証結果（詳細は、報告書本体に記載のとおり）

(1) 評価結果

- 議会基本条例に定められた各規定に基づく責務を、府議会が果たしてきたかどうかについて、議会基本条例制定（平成22年12月）以後、平成30年度までの2期8年間の具体的な府議会の活動実態に基づき検証した結果は、次のとおり。

凡例：「4」「5」：十分にできている（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
「3」：概ねできている / 「2」：不十分であり、努力が必要
「1」：できていない / 「その他」：評価になじまないなど（報告書参照）

ア 「5」と評価・・該当なし

イ 「4」と評価・・5項目

- 参考人制度等の積極的活用（9条2項） / ■ 委員会運営一般（17条）
- 意見書、決議等による議会の意思の発信（19条）
- 必要な調査研究の実施（20条1項） / ■ 議会改革の取組（22条1項）

ウ 「3」と評価・・12項目

- 府民参画の機会の確保（8条3項）ほか 11項目

エ 「2」と評価・・6項目

- 請願・陳情の処理・審査（9条3項）
- 点検・監視等を行った場合の知事等への措置要求（12条2項）
- 議員提案条例の制定等、積極的な政策立案（13条1項）*
- 知事等に対する政策提言・提案の実施（13条2項）*
- 政策提言・提案の実効性担保のための知事等への要請（13条3項）*
- 審議の充実（委員間討議等）（18条）*

（注）*は、村田議長からの議会改革諮問事項（H29-H30）として機能強化に向けて取組中

オ 「1」と評価・・該当なし

→ 上記評価の理由、委員意見等は報告書本体（11ページ以降）を参照

(2) 条例改正の必要性の検討結果

- 災害時の議会の基本的役割を定める「災害対応条項」の新設を検討（全国で10議会が議会基本条例に規定）したが、災害対応の内容は重要とした上で、府議会では、既に災害時の活動指針を定め（平成27年12月）、適切に運用している中で、敢えて条例改正に定める積極的理由はないとの意見が多数となり、今回は、改正を行わないこととなった。
- 今後の検証に向けて、「①次期以降も、今回と同様、制定当初の検討経過を踏まえつつ、社会情勢の変化等に応じ、府民に分かりやすく適切に説明責任を果たすという視点で、理念的規定も含めた全条文の検証を行う必要性、②表現の違いに係る考え方の整理、③府民等の意見聴取」に係る委員意見を記載した。